

半田市立横川小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日改定

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある許されない行為である。

したがって、本校は、すべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送り、元気で明るく健やかに成長していくことができるように、全校体制で、強い決意で取り組む。

そして、「いじめをしない、させない、見逃さない」雰囲気づくりに努めるとともに、児童一人ひとりの自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 「いじめ防止等対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、校務主任、事務、学年主任、生徒指導主任、不登校対策コーディネーター、養護教諭で構成する「いじめ防止等対策委員会」を設置する。構成員には、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。この組織の役割は次の通りとする。

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

学校におけるいじめ防止対策の取組と検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への意識啓発

学校生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめ事案への対応

いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、意識的、継続的な指導・支援を行う。

(2) その他

「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を月1回開催する。全教職員を構成員とし、年度初めの会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図るとともに、問題傾向を有する児童の現状や指導についての情報の交換、及び共通理解のための話し合いを行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、児童の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努める。さらに、教育活動全体を通して、道德教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

ア あいさつ運動の推進

交通少年団をはじめ、学級や委員会で「あいさつ運動」を実施し、あいさつの大切さや素晴らしさを改めて確認し合い、あいさつを通して心の通い合った学校づくりを目指す。

イ 異学年交流活動の実施

「ペア活動」などの異学年交流の活動を積極的に取り入れ、思いやりの心の育成を図る。また、学級や委員会などで、児童が自主的に企画し、活動する「スマイルの会」を開催し、全校児童が楽しく、よりよい学校生活を送ることができるようにする。

ウ 道德教育や情報モラル教育の推進

道德教育の充実を図り、児童が人間関係を築く力やコミュニケーション能力を高めるとともに、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

エ コミュニティ・スクールを推進し、社会全体で児童を見守り、育てていく機運を高めるとともに、「スマイル宣言」「ネット五原則」「QUテスト」を活用して、いじめの未然防止に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめの予防・早期発見を目的とした「学校生活アンケート」を5月、9月、1月に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。アンケートは一人一人回収する等、プライバシーには十分配慮する。アンケート実施後に、児童生徒と直接面談が行えるよう記名式とする。また、アンケート結果は、四役回覧するなど、複数の目で点検・確認するものとする。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努めるとともに、「聞いてねアンケート」や教育相談を定期的（年3回）に実施し、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ スクールカウンセラーの活用やいじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止等対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さ

- ない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 被害児童に対する加害児童の言動を追跡調査して、いじめが解消しているかどうかを注意深く視察するなど再発防止に努める。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価、及び保護者への学校評価アンケートを年に1回（1月）実施し、いじめ防止等対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する研修などを計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 日頃から関係諸機関との連携を密にし、適切に対応できるよう努めるとともに、難しい事案に対して、半田市学校・警察連携制度や半田市子どもサポート会議等を活用するようにする。

【重大事態の対応フロー図】

